2019年5月 No.33

消費生活情報紙

くらしのインフォメーション

編集・発行 ●福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765 http://www.city.fukuoka.lg.jp/ から「相談・消費生活」をクリック!

光回線サービスの乗り換え時の注意点 ~事前に、現在の契約内容を確認しておきましょう~

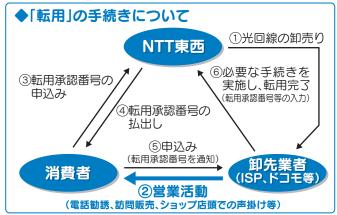
多くの事業者が様々な光回線サービスや料金プランを提供していますが、契約内容の理解不足や、不適切な勧誘による契約トラブルも発生しています。

特に、光回線サービスの乗り換えに関するトラブル相談が多く寄せられています。

事例① 「新サービスです」と電話がかかってきたので、長年契約している大手電話会社だと思って話を聞いた。

光回線サービスの利用料が安くなると 思い、担当者に言われるまま転用承諾番号 をインターネットで取得し、伝えた。

しかし、届いた登録完了通知を見たら、 今まで契約していた会社とは別の会社と の契約であることがわかった。



※転用とは…NTT東西との光回線サービスの契約を解約して、新たに光回線の卸業者、つまりNTT東西とは別の会社と契約するための簡易な乗り換え手続きのこと。

事例② 光回線の電話勧誘を受け、今の支払い額より料金が安かったので契約変更を了承した。ところが後日、これまで契約していた通信会社から、契約を途中で解約したとの理由で、契約解除料(違約金)を請求された。

アドバイス

- その場で契約せず、現在の契約先や契約内容、中途解約に伴う違約金の 有無を確認する。
- 新たな契約先をしっかりと確認し、契約するサービス内容が自分の利用 環境や目的にあったサービスかどうかを十分に検討する。
- ●「転用」の手続きが必要な乗り換えは、NTT東西から光回線サービスの 卸売を受けた事業者との新たな契約であることを理解する。
- 乗り換える意思がない場合は、はっきりと断る。

架空請求・ワンクリック請求はとにかく無視!

心理的不安をあおって連絡をさせ、個人情報を手に入れようとしています。 絶対に事業者には連絡をしないでください!

> 福岡市消費生活センター啓発キャラクター これっキリン先生

家庭で起こる子どもの事故

~ 重症となることも…ご家庭の安全対策を検討しましょう ~

幼い子どもは身の回りの物を何でも口にいれたがる時期があります。また。成長につれて活発 な動きをするようになり事故が多発するようになります。今回は、家庭で気を付けていただき

たい、子どもの事故とアドバイスを紹介します

事例① 子どもが嘔吐を繰り返したため医療 機関を受診したところ、レントゲン検査で磁石を 飲み込んでいることが分かった。開腹手術を行った ところ、磁石が磁力で引き合い小腸を結着し、圧迫 壊死を起こして小腸に穴が空いていた。

事例② 歯ブラシをくわえて走っていたところ 転倒し、歯ブラシで喉を突き刺し口の奥を受傷し 出血した。血は自然に止まったが、発熱し、元気が ないため救急外来を受診した。喉に血腫・膿瘍の 疑いがあり8日間入院した。

事例③ カップうどんを台所においていたところ、 子どもが手を伸ばしこぼしてしまい、顔面や体に II 度 のやけどを負い入院した。

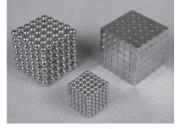






アドバイス

- 強力な磁力の磁石を誤飲すると大変危険です。子どもの玩具 として与えないようにしましょう。
- 1歳から3歳までの子ども用歯ブラシは、喉突き防止カバーなど が付いたものを選ぶようにし、歯磨き中は保護者がそばで見守り、 座らせて歯磨きをさせましょう。



例:強力な磁力のマグネットボール

■ 床面から1m以下の高さの場所に、子どもが口にしそうなものや、熱いものを置かない。 ようにしましょう。また、テーブルの上などについても、子どもが手を伸ばすと届く ところを確認しましょう。

消費生活センター相談コーナーのご案内

相談専用電話 092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。 受付時間 月曜日~金曜日(祝日は除く)9時から17時

第2・4土曜日 10時から16時(電話相談のみ)

インターネット消費生活相談 「福崎市消費生活

※ 相談は、福岡市内に在住または在勤・在学の個人の消費者の方に限ります。

相談無料 秘密厳守

